

第 2 類 肉及び食用のくず肉

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 第 02.01 項から第 02.08 項まで又は第 02.10 項の物品で、食用に適しないもの
 - (b) 動物の腸、ぼうこう及び胃（第 05.04 項参照）並びに動物の血（第 05.11 項及び第 30.02 項参照）
 - (c) 動物性脂肪（第 15 類参照。第 02.09 項の物品を除く。）

備考

- 1 この表においてくず肉には、別段の定めがあるものを除くほか、臓器を含む。